

官報

号外 昭和二十二年九月十九日

○第一回 参議院會議 録第三十一号

昭和二十二年九月十八日(木曜日)午前十一時十二分開議

議事日程 第三十号

昭和二十二年九月十八日

午前十時開議

第一 皇室經濟法施行法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第二 日本國憲法第八條の規定による議決案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第三 皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第四 六・三教育制度の經費を全額國庫負担とすることに關する請願(二十三件) (委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。

去月二十九日委員長から左の報告書を提出した。

文教委員会諸閣僚報告書

文教委員会諸閣僚特別報告第一号

官報号外 昭和二十二年九月十九日

参議院會議録第三十一号

議長の報告

會議 常任委員の選定

皇室經濟法施行法案外一件

三八五

去る三日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

(行政調査部 淺井 清君)

去る六日議長は、左の予備審査のため内閣送付案を農林委員会に付託した。

重要肥料統制法等を廃止する法律案

去る十二日議員から左の質問主意書を提出した。

家賃値上に関する質問主意書(小林勝馬君提出)

鍼灸、按摩、マツサージ業者に対する大学専門教育機関設置に関する質問主意書(小林勝馬君提出)

失明鍼灸、按摩、マツサージ業者に對し所得及び營業稅全免に関する質問主意書(小林勝馬君提出)

不具及び失明者に対する鐵道料金全免又は割引に関する質問主意書(小林勝馬君提出)

去る十五日議員から左の質問主意書を提出した。

片山首相の平和主義見解の欠陥に關する質問主意書(吉川末次郎君提出)

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

總理廳技官 森田 優三君

労働事務次官 土井 直作君

労働事務官 賀來才二郎君

同 山川 菊榮君

同 上山 顯君

同 中西 實君

労働基準監督官 江口見登留君

労働事務官 淺井 清君

一昨十六日議員から左の質問主意書を提出した。

殉職官吏の弔慰金に関する質問主意書(岡部常君提出)

飲食營業緊急措置令による取締に關する質問主意書(板野勝次君提出)

去る十五日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は、一昨十六日これを商業委員会に付託した。

財團法人理化學研究所に関する措置に関する法律案

去る十五日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は、一昨十六日これを治安及び地方制度委員会に付託した。

地方稅法の一部を改正する法律案

一昨十六日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案

昨十七日議長は、左の予備審査のため内閣送付案を決算委員会に付託した。

國家公務員法案

國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案

同日議員から左の質問主意書を提出した。

釈放者等の身分証明に関する質問主意書(柏木康治君外一名提出)

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

家賃値上に関する質問主意書(小林勝馬君提出)

鍼灸、按摩、マツサージ業者に対する大学専門教育機関設置に関する質問主意書(小林勝馬君提出)

失明鍼灸、按摩、マツサージ業者に對し所得及び營業稅全免に関する質問主意書(小林勝馬君提出)

不具及び失明者に対する鐵道料金全免又は割引に関する質問主意書(小林勝馬君提出)

去る十五日議員から左の報告書を提出した。

國家賠償法案修正議決報告書

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律案可決報告書

皇室經濟法施行法案可決報告書

日本國憲法第八條の規定による議決案可決報告書

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。この際議長は常任委員の選任をいたします。前之園喜一郎君を水産委員に指名いたします。

○議長(松平恒雄君) 日程第一、皇室經濟法施行法案(内閣提出、衆議院送付) 日程第二、日本國憲法第八條の規定による議決案(内閣提出、衆議院送付) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。兩案を一括して議題といたします。先ず委員長に報告を求めます。

皇室經濟法施行法案特別委員長徳川宗敬君。

不具及び失明者に対する鐵道料金全免又は割引に関する質問主意書(小林勝馬君提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

國家賠償法案修正議決報告書

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律案可決報告書

皇室經濟法施行法案可決報告書

日本國憲法第八條の規定による議決案可決報告書

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。この際議長は常任委員の選任をいたします。前之園喜一郎君を水産委員に指名いたします。

○議長(松平恒雄君) 日程第一、皇室經濟法施行法案(内閣提出、衆議院送付) 日程第二、日本國憲法第八條の規定による議決案(内閣提出、衆議院送付) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。兩案を一括して議題といたします。先ず委員長に報告を求めます。

皇室經濟法施行法案特別委員長徳川宗敬君。

審査報告書

皇室經濟法施行法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年九月十七日

皇室經濟法施行法案特別委員会委員長

徳川 宗敬

衆議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

寺尾 博 小宮山常吉
清水 武夫 川上 嘉
中村 正雄 大隈 信幸
岡本 愛祐 中川 幸平
河井 彌八 徳川 頼貞
櫻内 辰郎 島津 忠彦

要領書

一、委員会決定の理由

日本國憲法の規定に基いて、制定された皇室經濟法の根本法とも云うべき皇室經濟法は、具体的な金額の定めをその施行法に譲つてゐるので同法の完全な運営のためには、さきに制定、公布された暫定的な施行法である皇室經濟法の施行に關する法律に代る本格的立法が必要である。故にこれがこの施行法案を可決した理由である。

二、事件の利害得失

皇室經濟の運営又は、皇族の品位

保持等の点については、この法案の規定によつて、物價の現状その他諸般の事情に適應し得る利益がある。

三、費用

この法案施行に伴う費用については、近く提出される追加予算に計上される筈であるが、概ね五千万円の歳出を要する見込である。

皇室經濟法施行法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和二十二年八月二十九日

衆議院議長 松岡 駒吉

衆議院議長松平恒雄殿

皇室經濟法施行法案

皇室經濟法施行法

第一條 この法律は、内廷費及び皇族費に關する定額その他皇室經濟法(以下法という。)の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

第二條 法第二條第一項第一号の一定價額は、五万円とする。

法第二條第二項第二号の一定價額は、十万円とする。

第三條 法第二條第三項の一定價額は、十五万円とする。

第四條 天皇並びに皇后、太皇太后

及び皇太后については、法第二條第一項第二号の一定價額は、第二條第二項に規定する金額の三倍に相当する金額とする。

第五條 天皇及び法第四條第一項に規定する皇族については、法第二條第三項の一定價額は、これらの者を通じて、百二十万円とする。

第六條 法第二條第二項及び第三項の一年は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間とする。

第七條 法第四條第一項の定額は、八百万円とする。

第八條 法第六條第一項の定額は、二十万円とする。

第九條 前二條の定額による内廷費及び皇族費は、國會の議決による歳出予算の定めによらないで、又は定めのない間に、これを支出し、又は支出の手続をすることはできない。

附則

この法律は昭和二十二年八月一日から、これを適用する。

昭和二十二年法律第七十一号(皇室經濟法の施行に關する法律)は、これを廃止する。

昭和二十二年度においては、法第二條第二項及び第三項の規定は、昭和二十二年八月一日から昭和二十三年三月三十一日までの期間について、これを適用し、法第二條第三項の一定價額は、この法律の第三條及び

び第五條に規定する金額の十二分の八の額とする。

審査報告書

日本國憲法第八條の規定による議決案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年九月十七日

皇室經濟法施行法案特別委員会委員長

徳川 宗敬

衆議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

寺尾 博 小宮山常吉
清水 武夫 川上 嘉
中村 正雄 大隈 信幸
岡本 愛祐 中川 幸平
河井 彌八 徳川 頼貞
櫻内 辰郎 島津 忠彦

要領書

一、委員会決定の理由

皇室經濟法及び同施行法案の規定による天皇及び皇族の賜與の金額については、本年度においてはこれらの法律に定められた國會の議決を要しない一定價額(八千万円)の他に尙見舞又は奨励のため約百二十万円が予想されそのためには日本國憲法第八條の規定に基き予め國會の議決を経る必要がある。

而して實際の必要の度毎に國會の議決を経る事は事実上困難であるので予め、一定の價額を限り一括して國會の議決を経ることもまた適切であり、尙その價格も我が國物價の現状よりして妥當である。これが、この法案を可決した理由である。

二、事件の利害得失

天皇又は皇族より國民に對し見舞金、奨励金等を賜與されることは、我が國の國民感情の点よりみても、より有意義である。

三、費用

この議決案施行のためには別に費用を要しない。

日本國憲法第八條の規定による議決案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和二十二年八月二十九日

衆議院議長 松岡 駒吉

衆議院議長松平恒雄殿

日本國憲法第八條の規定による議決案

日本國憲法第八條の規定によ

る議決

天皇及び皇室經濟法第四條第一項に規定する皇族は、皇室經濟法施行

法第五條に規定するものの外、見舞及び奨励のために、昭和二十二年八月から昭和二十三年三月末までの間において、百二十万円を超えない範囲内で賜與することができる。

【徳川宗敬君墳、拍手】

○徳川宗敬君 只今議題となりました皇室経済法施行法案外一件の特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。これらの両案は去る八月十五日から予備審査を行なつておりましたが、同月二十九日衆議院より送付せられましたので、休会明けの昨十七日委員会を開催いたし、前後三回に亘り慎重審議の結果、全会一致、内閣提出原案通り可決すべきものと決定いたしました。

先ず両案の内容につき、その概要を御説明申し上げます。皇室経済法施行法案は、皇室経済法の施行に当り同法中に「別に法律で定めるもの」と規定してあります事項を規定する等の必要上、本法案が提出せられたのであります。また、この法案の内容を明らかにいたしますために、少しく皇室経済法に言及することを許し頂きたいと存じます。新憲法施行以前、皇室の経済は、皇室費として年額四百五十万円を國庫から支出せられておりました外は、独立の経済として國の経済の外にありましたがことは申し上げるまでもないのであります。新憲法におきましては、第八十八條に「すべて皇室財産は、國に

屬する。すべて皇室の費用は、豫算に計上して國會の議決を経なければならぬ」と規定せられ、皇室に関する経済が國の経済の一部となることを明確にしているのであります。又憲法第八條には「皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜與することは、國會の議決に基かなければならない」と規定してあります。即ち皇室を一方當事者とする財産の授受について制限を設けておるのであります。只今申述べました新憲法の第八十八條並びに第八條に基づきまして、皇室経済法は、これに必要な規定を中心として、皇室の経済關係に関する事項を取り纏めて規定してあるものであります。従ひまして皇室経済法第二條におきましては、憲法第八條を受けまして、皇室を一方當事者とする財産の授受に關し、一件ごとに國會の議決を要せずに行ひ得るものと、國會の議決を要しないが、皇室經濟會議の議を経ることを必要とするもの、この二種の規定を設けまして、それによつての一件の價額は別の法律を以て規定すべきものといたしておるのであります。更に同條におきまして、一件ごとの價額としては今述べました一定の制限額を超えないけれども、若しもこれが短時日の間に反復して行われるようなことがありますと、法の趣旨を凌却するに至るべきことを考慮いたしまして、かかる事態を防止するための

規定が設けられておるのであります。即ち別に法律で定める一定價額に達するに至つた場合は、その一年の期間が満了するまでのその後の期間において、財産の賜與又は譲り受けに關し國會の議決を要するといふのであります。次に第四條以下の三條條におきましては、皇室の費用即ち内廷費、宮廷費、皇族費の三種の費用につきまして、それによつて規定を設けてあります。その初めの内廷費と申しますのは、天皇並びに皇后、皇太后、皇太子、その他内廷にある皇族の日常の費用及びその他の諸費に充てられるものとして、國庫から支出せらるべき費用であります。その年々の定額は別の法律で定めることに規定してあります。又次に皇族費は、皇族に対する年額として支出されるものと、皇族がその身分を離れる際に一時金として支出されるものと二種がありますが、その金額につきましては、やはり別の法律によつて定められる定額を基礎として計算せらるべき旨を規定しておるのであります。

以上述べました皇室経済法の中に別の法律で定めらるべきものと規定してあります諸点を規定すると共に、同法施行のために必要なその他の事項を規定してあるのが今同提出されました皇室経済法施行法案であります。附屬國務大臣の御説明によりますと、この施行法は、政府は先きの第九十二回帝國議會に提出すべきものと考へておつたが、事柄の重要性に鑑み、且つ又会期の都合その他を勘案いたしまして、本案を今回の第一回國會に譲り、諸回に取り敢えず暫定法たる皇室経済法の施行に關する法律案を提出し、これが議決を見た次第であるといふことでありまして、従ひまして本格的な本法案が成立いたしました曉におきましては、昭和二十二年法律第七十一号即ち皇室経済法の施行に關する法律は當然廢止せらるべきものであるであります。

以上で皇室経済法と今回提出の施行法案との關連を明らかにいたしました。次にこの皇室経済法施行法案の内容を、逐條的に纏めて簡明に申し上げたいと思ひます。施行法案第二條には、皇室を一方當事者とする財産の授受の中、その一件ごとの價額として、國會の議決も皇室經濟會議の議決も、兩者とも必要としないものの金額を五万円とし、皇室經濟會議の議決は必要とするが、國會の議決は要しないものの金額を十万円としております。第三條は前に述べました皇室経済法第二條第三項によつて、一件ごとの價額としては、この法律に規定した金額の制限を超えないが、これが反復して行われ、一年に滿たない期間内にすでに一定の價額に達した場合、それ以後においては個々の授受ごとに國會の議決を要すると規定しておりますが、その点に關し、皇族一人についてその一定價額を十五万円と定めてあるのであります。第四條におきましては、天皇及び皇后、皇太后、皇太子については、第二條において十万円と定めた金額即ち國會の議決を要せず皇室經濟會議の議決のみで授受し得る財産の價額を、十万円の三倍即ち三十万円と定めてあります。第五條におきましては、天皇及び内廷にある皇族については、個々の授受に關し國會の議決を要せずして行われ得る賜與進獻の通計額の一年内の限度を百二十万円と定めてあります。かように天皇及び内廷にある皇族については、一般皇族と異なり、御一人御一人でなく全員を通じて計算するものとしてあります。これは天皇を中心とする一つの御世帯におきましては、すべての事情を總括して考へるのが適當であると認めたからであり、且つ又その金額は、第二條に規定した一年間における財産讓り受けの通計額の限度である十五万円に、天皇及び内廷にある皇族の方々の數を乗じて、これを算出したものであるといふことでもあります。次に第七條及び第八條は内廷費及び皇族費の定額を規定したもので、内廷費は八百万円、皇族費は二十万円と規定してあります。以上の各條におきまして具体的に規定せられた金額は、いずれも従前の実情、現下の物價状況その他諸般の事情等を十

分に考慮して決定せられたものである
ということであります。

以上で皇室經濟法施行法案の御説明
を終り、次に日本國憲法第八條の規定
による議決案について御説明を申し上げ
ます。

先きに述べました通り、憲法第八條
には、「皇室に財産を譲り渡し、又は
皇室が、財産を譲り受け、若しくは
賜與することは、國會の議決に基かな
ければならない。旨を規定しておりま
すが、この天皇及び内廷に属する皇族
の賜與に関する議決案は概略次の理由
によつて提出せられたものでありま
す。皇室經濟法施行法案の第五條によ
りますと、天皇及び内廷に属する皇族
の一年以内になされる賜與又は譲り受
けの財産の價額は百二十万円、尤も本
年は五月から計算いたしますので八十
万円でありますが、この價額に達すれ
ば、一年の期間が満了するまでの、そ
の後の期間においてなされる賜與又は
譲り受けについては、その價格の多寡
に拘わらず國會の議決を経ることを必
要とするのであります。然るに本年度
即ち明年三月末日までの期間において
は、天皇初めこれらの皇族が災害の場
合の罹災者に対する御見舞或いは各種
の御奨励のために賜與される價額は、
實際のところ百二十万円近くになるこ
とがすでに見込まれておるのでありま
す。従いまして前に申しました通り、
本年度の八十万円をその他の一般的に

賜與に充當されるものといはします
ば、これら御見舞或いは御奨励のため
の賜與は、その都度個々に國會の議決
を求めることに相成り、かくては災害
に対する御見舞の場合など、その度ご
とに一々國會の議決を経るということ
は事実上困難である場合が多く、予め
價格を限り一括して國會の議決を求め
ることが適當であると考へられた結
果、本議決案が提出せられたのである
ということでありま。

以上のごとくこれらの兩案は極めて
密接な關係にありますので、一括して
議題に供し、審議を継続したのであり
ますが、以下特別委員會における質疑
應答の主なるものを御紹介申上げたい
と存じます。

先ず第五條の、天皇及び内廷にある
皇族が行われる財産の授受につき國會
の議決を要せずに行われ得る賜與進
獻の通計額の一年内の限度を百二十万
円とした点に関する質疑と、日本國憲
法第八條の規定による議決案に対する
質問とは、その性質を同じくしており
ますので、これらを一括して申上げた
いと存じます。一委員より、議決案に
百二十万円を要求した根拠いかんとの
質問がありました。これに対し、年額
百八十万円の見込のところ、本年は五
月から起算してその三分の二即ち百二
十万円としたとの答へがありました。

次に、この種の賜金は從來は内帑金か
ら支出されておつたが、今後は國の予

算から出ることにになり、従つて國民の
税金を使用することとなる。宮内府は
從來と意味が違つて來た点に鑑み、賜
金に対する考へを變へる意思はないか
との質問に対し、時勢の變化を考へ、
憲法の精神に従ひ、賜金に關しても國
會の議決を経ることになつたので、御
意見は十分に尊重するが、天皇から賜
與される賜金が、國民を特に慰め或い
は勵ます上において非常に力強いもの
であることを考へるならば、この程度
の支出は至當であると考えたとの答へ
がありました。又他の一委員より、こ
の賜與に關する金額は、第七條の内廷
費の金額と共に少額に過ぎると思ふ。
或いはこの種の賜金は封建的なりとの
説もあらうが、自分としてはこれを
現下の物價に相當するだけ増額して、
更に有効に使用されることを希望す
る。これに対する政府の見解いかんと
の問に対し、政府より、衆議院の委員
会においても同じ趣旨のお尋ねがあつ
たが、只今のところ、過去の経験から
考へて、先ず一般の賜與に対しては百
二十万円の程度で十分であると思ふ。

併し實際にはこの外特に百八十万円程
度の御見舞金又は御奨励金を要すると
考へられるので、議決案においてこれ
を要求しておるのである。尙進獻の面
においては、著しく高價なもの、財産
的なもの又は獻金などは、これを受け
られない方針であるとの答へがあり
ました。次に議決案に要求される百二

十万円の内容いかんとの問に對しまし
て、その額は從來の実績を考慮して決
定したものであるが、御見舞としては
風水害、火災、津波等の災害に對する
資金がその主なるものであり、御奨励
としては紀元節、年末等の社会事業賜
金、日本赤十字社その他への賜金、學士
院、發明協會等、學術御奨励のための
賜金である旨の説明がありました。第
七條及び第八條の内廷費並びに皇族費
に關しましては、昭和二十二年度の計
上額いかんとの質問がありました。こ
れに對し、本年度は内廷費七百三十
三万円、これは八百万円の十二分の十
一に當る金額であります。皇族費の方
は六十八万八千円、その外に追加予算
として百四十二万三千余円を計上して
おるとの答へがありました。尙この額
で國會の休会中など乗り切れる自信が
あるかという問に對し、通常の変化で
は先ずやつて行けるとの答へがありま
した。次に今回の皇族の身分を離れら
るべく予想される皇族に對し一時に支
出せらるべき金額の具體額を問われま
したのに對しましては、只今皇族の身
分を離れられることを希望しておられ
る皇族方は十一宮、五十二方であつ
て、宮内府としては、大體御当主は年金
の一一・五倍、その他は七・五倍を考へ
ておるとの答へがありました。予定金
額の詳細につきましても説明がありま
したが、その数字はここに省略いた
したいと存じます。尙二三の委員より、皇族がその身分を離れられた後の
御生活には各種の困難が生ずると推察
されるが、これらに對し宮内府として
はいかなる態度を取るやという意味の
質問がありました。これに對しまして
は、宮内府としては、これらの方々の私
的御生活を法的に拘束し、又は特に援
助することはできないが、皇族の身分
を離れられても、それらの方々が常に
その品位を保たれ、國民の敬愛を受け
るに十分なるごとき生活を営まれるこ
とを切に希望しておるものであるとの
答へがありました。尙一委員は、この
度提案せられた内廷費、皇族費等は、
現在の物價高に比して極めて減額が
なように思われるが、將來はもつと時
宜に適した金額を要求されてはいか
であるかという希望の意見を申述べ
られたのであります。その外、各地御
巡幸に關連しての質問、皇族並びに各
宮家の財産に關する質問など、熱心な
御質問或いは示唆に富む御意見が数多
く開陳されたのであります。詳細は
速記録によつて御承知を願ひたいと存
じます。

かくて質疑を終り、討論に入りまし
たところ、一委員より、原案に賛意を
表するものであるが、他日今回の提案
に不自由を感じられるような場合の生
じたときには、政府は直ちに適當にこ
れを処理せられたる旨の希望を述べら
れ、直ちに表決に付しましたところ、
全会一致、原案通り可決すべきものと

り、皇族がその身分を離れられた後の
御生活には各種の困難が生ずると推察
されるが、これらに對し宮内府として
はいかなる態度を取るやという意味の
質問がありました。これに對しまして
は、宮内府としては、これらの方々の私
的御生活を法的に拘束し、又は特に援
助することはできないが、皇族の身分
を離れられても、それらの方々が常に
その品位を保たれ、國民の敬愛を受け
るに十分なるごとき生活を営まれるこ
とを切に希望しておるものであるとの
答へがありました。尙一委員は、この
度提案せられた内廷費、皇族費等は、
現在の物價高に比して極めて減額が
なように思われるが、將來はもつと時
宜に適した金額を要求されてはいか
であるかという希望の意見を申述べ
られたのであります。その外、各地御
巡幸に關連しての質問、皇族並びに各
宮家の財産に關する質問など、熱心な
御質問或いは示唆に富む御意見が数多
く開陳されたのであります。詳細は
速記録によつて御承知を願ひたいと存
じます。

決定いたしました。以上を以て御報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。委員長の報告は両案とも可決報告でございます。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を請います。

(起立者多数)

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第三、皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。司法委員長伊藤修君。

審査報告書

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年九月十七日

司法委員長 伊藤 修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

岡部 常 齋 武雄
鈴木 安孝 大野 幸一

松井 道夫 松村眞一郎
鬼丸 義彌 西田 天香
宮城タマヨ 山下 義信

要領書

一、委員会の決定の理由

皇室典範第二章の規定によつて、皇族がその身分を離れられる場合及び皇族以外の女子が皇族となれる場合に、その戸籍はいかに処理するかということについて、この法案は、皇統譜令と戸籍法との連絡を図つて、戸籍の編成、入籍、除籍の手續を規定したもので、皇室典範の施行上必要な立法である。

二、事件の利害得失

皇族の身分の得喪があつた場合に、戸籍の届出によつて、戸籍の編成、入籍、除籍の手續をなし、皇族と皇族以外の者との身分を明確にする利益がある。

三、費用

この法律の施行については、別段の経費を要しない。

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年八月二十八日

参議院議長 松岡 駒吉

参議院議長松平恒雄殿

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律案

第一條 皇室典範第十一條の規定により皇族の身分を離れた者については、新戸籍を編製する。

皇室典範第十三條の規定により前項の者と同時に皇族の身分を離れた者は、同項の者の戸籍に入る。

第二條 皇室典範第十四條第一項乃至第三項の規定により皇族の身分を離れた者は、婚姻前の戸籍に入る。

皇室典範第十四條第四項の規定により皇族の身分を離れた者は、その直系尊属につき第一條第一項の規定により編製した戸籍に入る。

前二項の場合において入るべき戸籍がすでに除かれているときは、新戸籍を編製する。

第三條 皇室典範第十二條の規定により皇族の身分を離れた者が離婚するときは、その者につき新戸籍を編製する。但し、その者の直系尊属につき第一條第一項の規定により編製した戸籍があるときは、その戸籍に入る。

第四條 皇族以外の女子が皇后となり、又は皇族男子と婚姻したとき

は、その戸籍から除かれる。

第五條 第一條第一項又は第二條第三項の規定により新戸籍を編製される者は、十日以内に、皇族の身分を離れた原因を証する書面を添えて、左の事項を届け出なければならない。

一 本籍

二 届出人の戸籍に入る者があるときは、その者の氏名、出生の年月日及びその者と届出人との続柄

三 届出人及びその戸籍に入る者の父母の氏名並びにその者と父母との続柄

四 皇族の身分を離れた原因及び年月日

第六條 第二條第一項又は第二項の規定により戸籍に入る者は、十日以内に、入籍の原因を証する書面を添えて、左の事項を届け出なければならない。

一 入るべき戸籍

二 入籍する者の父母の氏名及びその者と父母との続柄

三 入籍の原因及びその年月日

第七條 第四條の規定により戸籍から除かれる者の四親等内の親族

は、十日以内に、除籍の原因を証する書面を添えて、左の事項を届け出なければならない。

一 除籍される者の氏名、出生の年月日及び本籍

は、その戸籍から除かれる。

二 除籍の原因及びその年月日

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

【伊藤修君登壇、拍手】

○伊藤修君 只今上程になりました法案につきまして、委員会の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

この法案は只今可決されました。両法案に関連いたしました法案でありまして、委員会といたしましては、予備審査及び本審査に二回費しまして、慎重審議いたしました次第であります。御承知の通り新憲法施行に伴いまして、旧皇室典範並びに皇室親族令、皇族身位令、又明治四十三年法律第三十九号「皇族ヨリ戸籍ニ入リタル者及婚姻ニ因リ戸籍ヨリ出テ皇族ト爲リタル者ノ戸籍ニ關スル件」これらの法律がいずれも廃止せられた次第であります。従いましてそれと同時に新皇室典範が施行せられましたその皇室典範の第二章におきまして、皇族の身分を離れられた方及び皇族以外の女子が皇族となつた場合におきましてその身分関係につきまして、数ヶ箇に互つて規定せられておる次第であります。これらの身分の変更せられましたお方の戸籍に關しまして、その処理をいかにするかということに當りましては、先に廃止せられたところの明治四十三年法律第三十九号に相当するところ

の法律が必要となつて參る次第であります。この法律案はこの必要を充たすために新たに提案せられました次第であります。言い換へますれば皇統護令と戸籍法との橋渡しをなすところの役目をなす法律案である次第であります。かような次第でありまして、この法案の内容は極めて簡單でありますから、法案につきまして簡単に御説明申上げて置きたいと存じます。

第一條は、皇族がその身分を離れた場合の規定でありまして、皇室典範第十一條の規定によつて皇族の身分を離れた場合には、その方について新しく戸籍を編製する、こういう原則を定めた次第であります。更にこれと同時に皇室典範第十三條の規定により皇族の身分を離れた方の妃及び直系卑属並びにその妃がおりになる場合は、これらの方方も同時にその戸籍に入るということをも第二項に定め次第であります。

第二條は、皇族以外の女子で親王妃又は王妃となられた方が、その夫を失いたる場合又は離婚により皇族の身分を離れた場合におきましては、結婚前の戸籍に復せられるのであります。第二項におきまして、皇族女子で他の皇族の妃となられた方が夫を失ひ又はその方が離婚せられた場合には、前の編製せられました即ち第一條の第一項によつて新戸籍が編製されておりますから、その戸籍に入られる旨を規定し

て、御報告に代えたいと存じます。討論は別に御意見もありませんでして、直ちに採決に入りましたところ、満場一致原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上簡單ではあります、御報告申上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。委員長は報告は可決報告でございます。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

(総員起立)
○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第四、六・三教育制度の経費を全額國庫負担とするに關する請願(二十三件)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。文教委員長田中耕太郎君。

●文教委員会請願審査報告書
一議院の會議に付するを要するもの。
第十六号 第二十号 第二十一号
第二十二号 第二十三号 第二十四号 第二十五号 第二十六号
第二十七号 第二十八号 第二十九号 第三十七号 第三十八号
第四十七号 第四十八号 第五十九号 第七十三号 第七十九号
第九十二号 第九十九号 第一百二十二号 第一百三十九号 第

百四十七号 第五百十号 第五百五十四号
六・三教育制度の経費を全額國庫負担とすることに關する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十二年八月二十九日
文教委員長 田中耕太郎
参議院議長松平恒雄君
文教委員会請願特別報告
第一号
六・三教育制度の経費を全額國庫負担とすることに關する請願
文書表第十六号 横濱市南区上大岡町三二〇番地長谷川和外一
万四千九百九十六名(外十八件)提出
文書表第二十号 東京都中野区野方町二ノ一ノ三七八番地矢島銀藏外二万一千六百七十九名(外十四件)提出
文書表第二十一号 千葉県夷隅郡中川村行川七七一番地鈴木茂外二万一千五百四十名(外二十七件)提出
文書表第二十二号 東京都世田谷区経堂二六三番地牧野藤七外一万七千八百八十二名(外二十件)提出
文書表第二十三号 東京都南多摩郡鶴川村大蔵三二四番地三好研吉外二万四千四百一十一名(外四十

九件)提出
文書表第二十四号 和歌山縣西牟婁郡上秋津村四六番地畔田幸右衛門外一万六千二百九十六名(外二十九件)提出
文書表第二十五号 浦和市別所一三三三番地松本愛外一万八千二百九十一名(外三十三件)提出
文書表第二十六号 横濱市磯子区六浦町五四三番地浦谷榮子外二万八千二百五十七名(外十九件)提出
文書表第二十七号 群馬縣新田郡太田村大字内ヶ島一三四一番地町田正男外二万三千八百八十三名(外三十三件)提出
文書表第二十八号 廣島縣甲奴郡上川村太郎六四五番地上落初一外一万八千五百八十八名(外二十一件)提出
文書表第二十九号 東京都杉並区清水町二二一番地藤倉一外二万五千六百七十七名(外三十七件)提出
文書表第三十七号 香川縣木田郡川島町大字坂元八四八番地松下勘藏外一万八千七百七十三名(外二十五件)提出
文書表第三十八号 東京都世田谷区世田谷二丁目一四〇八番地永井ミツ外八千七百七十三名(外十一件)提出
文書第四十七号 金澤市長町に審

て、御報告に代えたいと存じます。討論は別に御意見もありませんでして、直ちに採決に入りましたところ、満場一致原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上簡單ではあります、御報告申上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。委員長は報告は可決報告でございます。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

(総員起立)
○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第四、六・三教育制度の経費を全額國庫負担とするに關する請願(二十三件)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。文教委員長田中耕太郎君。

●文教委員会請願審査報告書
一議院の會議に付するを要するもの。
第十六号 第二十号 第二十一号
第二十二号 第二十三号 第二十四号 第二十五号 第二十六号
第二十七号 第二十八号 第二十九号 第三十七号 第三十八号
第四十七号 第四十八号 第五十九号 第七十三号 第七十九号
第九十二号 第九十九号 第一百二十二号 第一百三十九号 第

百四十七号 第五百十号 第五百五十四号
六・三教育制度の経費を全額國庫負担とすることに關する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十二年八月二十九日
文教委員長 田中耕太郎
参議院議長松平恒雄君
文教委員会請願特別報告
第一号
六・三教育制度の経費を全額國庫負担とすることに關する請願
文書表第十六号 横濱市南区上大岡町三二〇番地長谷川和外一
万四千九百九十六名(外十八件)提出
文書表第二十号 東京都中野区野方町二ノ一ノ三七八番地矢島銀藏外二万一千六百七十九名(外十四件)提出
文書表第二十一号 千葉県夷隅郡中川村行川七七一番地鈴木茂外二万一千五百四十名(外二十七件)提出
文書表第二十二号 東京都世田谷区経堂二六三番地牧野藤七外一万七千八百八十二名(外二十件)提出
文書表第二十三号 東京都南多摩郡鶴川村大蔵三二四番地三好研吉外二万四千四百一十一名(外四十

九件)提出
文書表第二十四号 和歌山縣西牟婁郡上秋津村四六番地畔田幸右衛門外一万六千二百九十六名(外二十九件)提出
文書表第二十五号 浦和市別所一三三三番地松本愛外一万八千二百九十一名(外三十三件)提出
文書表第二十六号 横濱市磯子区六浦町五四三番地浦谷榮子外二万八千二百五十七名(外十九件)提出
文書表第二十七号 群馬縣新田郡太田村大字内ヶ島一三四一番地町田正男外二万三千八百八十三名(外三十三件)提出
文書表第二十八号 廣島縣甲奴郡上川村太郎六四五番地上落初一外一万八千五百八十八名(外二十一件)提出
文書表第二十九号 東京都杉並区清水町二二一番地藤倉一外二万五千六百七十七名(外三十七件)提出
文書表第三十七号 香川縣木田郡川島町大字坂元八四八番地松下勘藏外一万八千七百七十三名(外二十五件)提出
文書表第三十八号 東京都世田谷区世田谷二丁目一四〇八番地永井ミツ外八千七百七十三名(外十一件)提出
文書第四十七号 金澤市長町に審

丁三〇吉田三郎外二万九千三百十六名(外二十六件)提出

文書表第四十八号 東京都武蔵野町吉祥寺二二八六番地美濃部津留外一万二千二百六十三名(外十件)提出

文書表第五十九号 東京都世田谷区下馬二丁目七七番地戸田庄太郎外一万三千六百二十七名(外十八件)提出

文書表第七十二号 千葉縣君津郡小糸村根本一四六番地石川徹外二万九百五十二名(外八件)提出
文書表第七十九号 青森市浦町字橋本藤田五郎外三万九千四百十六名(外十二件)提出

文書表第九十二号 京都市下京区東九條中山王町二十八鈴木市太郎外三万一千三百九十五名(外十三件)提出
文書表第九十九号 福島縣若松市赤井町三中山島光次外三万三千九十九名(外十件)提出

文書表第四百十七号 札幌市十八條西六丁目佐々木貞幾外五万五千六百九十三名(外十五件)提出
文書表第五百十号 福島縣信夫郡佐倉村大字上名倉宇城兵内五鈴木窓外三万三千八百五十六名(外十三件)提出

文書表第五百十四号 新潟市白山浦一丁目二五〇の五磯部千五外一万八千五百九十七名(外十一件)提出

件提出

右二十三件(外四百七十二件)の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年八月二十九日

文教委員長 田中耕太郎
参議院議長松平恒雄殿

意見書案

六・三制教育制度の經費を全額國庫負担とすることに関する請願
請願者 横濱市南区上大岡町三二〇番地長谷川和一外一万四千九百九十六名(外十八件)

東京都中野区野方町二ノ一ノ三七八番地矢島銀藏外二万一千六百七十九名(外十四件)
千葉縣夷隅郡中川村行川七七一番地鈴木茂外二万一千五百四十名(外二十七件)
東京都世田谷区経堂二六三番地牧野藤七外一万七千八百八十二名(外二十件)

東京都南多摩郡鶴川村太蔵三二二四番地三吉研吉外二万四百四十一名(外四十九件)
和歌山縣西牟婁郡上秋津村四六番地畔田幸右衛門外一万六千二百九十六名(外二十九件)
浦和市別所一三三三番地松本愛外一万八千二百九十一名(外十三件)

横濱市磯子区六浦町五四三番地浦谷榮子外二万八千二百五十七名(外十九件)
群馬縣新田郡太田村大字内ヶ島一三四一番地町田正男外二万三百八十三名(外三十三件)

廣島縣甲奴郡上川村太郎六四五番地上落初一外一万八千五百八十八名(外二十二件)
東京都杉並区清水町二二一番地藤倉一外二万五千六百六十七名(外三十七件)
香川縣木田郡川島町大字坂元八四八番地松下勘藏外二万八千七百七十三名(外二十五件)

東京都世田谷区世田谷町二丁目一四〇八番地水井ミツ外八千七百七十三名(外十一件)
金澤市長町二番三〇吉田喜三郎外二万九千三十六名(外二十六件)
東京都武蔵野町吉祥寺二二八六番地美濃部津留外一万二千二百六十三名(外十件)

東京都世田谷区下馬二丁目七七番地戸田庄太郎外一万三千六百二十七名(外十八件)
千葉縣君津郡小糸村根本一四六番地石川徹外二万九百五十二名(外十三件)
青森市浦町字橋本藤田五郎外三万九千四百十六名(外十二件)
京都市下京区東九條中山王町二一八鈴木市太郎外三万一千三百九十五名(外十三件)

九十五名(外十三件)

福島縣若松市赤井町三中山島光次外三万三千九十九名(外十件)
札幌市南十八條西六丁目佐々木貞幾外五万五千六百九十三名(外十五件)

福島縣信夫郡佐倉村大字上名倉宇城兵内五鈴木窓外三万三千八百五十六名(外十三件)
新潟市白山浦一丁目二五〇の五磯部千五外一万八千五百九十七名(外十一件)

右の請願は

崩壊寸前にある六・三制を完全に実施するため、絶対必要な予算を全額國庫負担として計上可決されたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて右に併わせ内閣は、六・三・三・四を含む統一した學制改革を達成し、それに基づき年度計画を樹立し、鋭意これが実現に努力された。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山潜殿

田中耕太郎君登壇、拍手

○田中耕太郎君 議題となりましたこの六・三教育制度の經費を全額國庫負担とすることに関する若木勝藏君外二十六名を紹介議員といたしま

する請願、これは第十六号でございませう。並びにこれと趣旨を同じうしておりますところの二十二件の請願の審査につきまして、簡単に御報告申し上げます。

いわゆる六・三教育制度は、御承知のように教育の機会均等、義務制の延長によりする國民の教養の向上、その他或いは余りに早期に職業教育を施すことから生じます弊害、師範教育或いは青年學校教育の改革、その他いろいろな要求からいたしまして、新憲法の精神的の裏附をなす意味合いを以ちまして非常な困難を賄し、又難事を覚悟いたしまして、この四月から実施に着手せられたのでございます。従つて文教委員会といたしまして六・三制実施の現況はどうなつておるか、又施設上の欠陥がどこにあるか、どの程度であるか、又予算的措置の問題、又六・三に続きます上級の學制、その年度計画等につきまして多大の注意を拂ひまして、文部、大藏両当局に具さに実情を質し、批判すべきものは批判し、当局に對しまして一層の熱意を要望いたしまして、これが完全実施のために大いに当局を激勵鞭撻して参つたのであります。本請願の趣旨は、崩壊寸前にある六・三制を完全に実施するため絶対に必要な予算を全額國庫負担として計上可決されたい、というのであります。委員会といたしましては、本問題の國家的超黨派的な重要性、並びに請願の趣旨が教員組合及び

一般の公論になつておりますことに鑑みまして、序でに申し上げますが、今日まで続々同じ趣旨の請願が沢山出て参つておるのであります。さういふ一般の公論に鑑みまして、慎重審議を重ねまして小委員会に付しまして、具さに研究を遂げました結果、日本教育の民主化に絶対に必要である六・三・三制度の実施は、國家全体の實務に属するといふ見地からいたしまして、その經費は單なる國家の補助でなく、原則的に國家が負担すべきものであるという結論に到達いたしました。尤もこれに對しましては地方教育の自治とか、或いは教育の地方分権というふうな見地からいたしまして疑義を挟まれた向もございまして、日本の經濟の現状におきましては、教育を地方なり或いは個人なりの創意に委せて置いたのでは、教育の機会均等が完全に実施できないという理由で以て、委員会といたしましては本請願の趣旨を熱意を以て支持することに相成りました。かくて本請願につきまして採決いたしましたところ、全会一致を以てこれらの請願を本會議において採択せらるべきものと決定いたしました。又全会一致を以て内閣において措置するを適當と認めまして、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本請願は全会一致を以て採択し、すべて内閣に送付することに決定いたします。

○議長(松平恒雄君) 今、関東地方水害状況報告のため、内務大臣、厚生大臣及び農林大臣より發言を求められております。この際發言を許可いたします。木村内務大臣。

〔國務大臣木村小左衛門君登壇、拍手〕

○國務大臣(木村小左衛門君) 今回の関東、東北地方水害の状況に關しまして、私の所管に属します部分について御報告を申し上げます。九月八日マーンシャル諸島附近に発生

いたしたる台風は、漸次発達しつつ北上いたしまして、十五日の夕刻頃では中心示度九百六十ミリバールとなりました。東海地区において本土に上陸の氣配を見せていたのであります。が、その後進路を東北に轉じまると共に、これが二分いたしました。房総半島南方洋上を三陸方面に通過いたしましたために、関東地方一帯の風速は概ね二十メートル内外に止つたのであります。この風によります被害は思ひましたよりも極めて輕微でありましたが、今回の台風が多量の降雨を伴つておりましたことは、各地に水害を発生いたしましたことは誠に遺憾でございます。関東、東北各縣に亘りまして雨量は二百ミリ乃至六百ミリの多きに上つたのであります。六百ミリという雨量は実に稀有な数字に上ります。雨量でありまして、このために各河川、特に利根川及びその支流は各所に於いて氾濫いたしました。群馬、栃木、埼玉を中心とする地区に甚大な被害を興えるに至つたのであります。その概要を現在までに入手いたしました報告に基づきまして、綜合いたしましたれば次の通りであります。

第一は埼玉縣であります。埼玉縣におきましては十四日來の豪雨で水量は未曾有の激増を來し、遂に十六日午前零時三十分頃、利根川中流の栗橋上流地点におきまして堤防が約四百メートルに亘つて決壊いたしましたために、水位

約八メートル、九十九に達していた利根川の濁流は、一時にこの決壊箇所より流入いたしました。栗橋より幸手に至る一帯は忽ち泥海となり果てたのでございます。一方十五日午後十時過ぎ荒川の上流熊谷附近の堤防決壊による氾濫は萬福、久喜方面に至り、この両者は杉戸附近で合流し、帶狀となつて漸次南下いたしました。現在同縣東南隅に達せんとしておる状況でございます。そのため同縣下の約四十ヶ町村は泥水に被われております。この中、栗橋及び幸手附近の逃げ遅れました住民は、附近の高所又は堤防上に孤立するに至つたのであります。以上の状況を生じた被害の概数を申し上げますと、死者が四十三名、傷者が十六名、行方不明が三十四名、家屋の倒壊及び流失三百五十九戸、家屋の浸水が六万六千戸、田畑の流失五百八十五町歩、田畑の冠水三万六千六百六十九町歩、道路の決壊が多数、これは水の下になつておつて正確な数字がまだ判明いたしません。橋梁の流失が三百四十九、堤防の決壊が四十八ヶ所に及んでおるのであります。この数字は被害の最も著しい栗橋、幸手附近の浸水地区のものを含んでおりまして詳細を知ることが得ないのとあります。これが判明いたしましたときには、被害は更に今少しく大きいものと予期しておる次第でございます。

次は栃木縣であります。栃木縣の被害の中心は縣南下都賀郡の渡良瀬川及び巴波川、いずれも利根川の支流であります。この合流する地域でありまして同所附近都賀村、生井村の両村は堤防の決壊と同時に忽ち九メートルの水底に没しまして、約一万余の住民は身を以て逃れ附近の堤防に蟻々三里の長きに亘つて難を避けておる状況でございます。次いでこの被害の著しい地区は足利及び宇都宮附近でありまして、これらの被害を總計いたしますれば、死者が百六十六名、傷者が五十七名、行方不明が千四百九十八名、家屋の倒壊及び流失が一千七百八十六戸、家屋の浸水四万二千二百九十戸、田畑の流失三十五町歩、田畑の冠水一万二千二百八十八町歩、道路の決壊は一千六百十八、橋梁の流失百四十、堤防の決壊一ヶ所でありまして、この数は同縣被害調査の進むに連れまして更に増加するものと思われまふ。次は群馬縣であります。群馬縣の被害は主として赤城山麓から西部高崎に通ずる線以東でありまして、殊に渡良瀬川流域の被害が大きい模様であります。縣下全般に亘り交通と通信が全く只今でも杜絶いたしておりますため、被害の詳細を知ることとは甚だ困難の状態であります。群馬縣當局が徒歩連絡その他あらゆる方法で行いましたところの調査の結果、只今まで判明いたしております数を申し上げますと、死者が二百九十四名、

傷者が二百九十三名、行方不明が三百五十八名、家屋の倒壊及び流失三千二百十戸、家屋の浸水七万二千九百四十八戸、田畑の流失冠水が五万六千町歩、道路の決壊が百八十六、橋梁の流失が二百七、堤防の決壊が七十三ヶ所であります。これも前同様調査の進むに従いまして数字は更に増加するものと思われるのでございます。以上の外に茨城縣では死者が四十名、傷者が十三名、行方不明十七名、家屋の流失及び倒壊が二百六十三戸、家屋の浸水が一萬四千四百七十八戸、田畑の冠水一萬五千七百町歩、道路の決壊百十七、橋梁の流失百三十一、堤防の決壊百十六、向宮城縣では死者が一名、行方不明九名、家屋の流失二十五戸、家屋の浸水が一萬三千三百八十三戸、田畑の流失が五百八十町歩、田畑の冠水が三萬二千四百五十七町歩、道路の決壊が八ヶ所、橋梁の流失が七十八ヶ所、堤防の決壊が百二十五ヶ所でありまして、尙岩手縣では家屋の倒壊及び流失が六戸、家屋の浸水が一萬六千八百八十八戸、田地の流失が百三十九町歩であります。この外一關方面に相當の被害を蒙つておるような模様であります。これも東北は只今のところ十分なる連絡が付かないような状態でありまして、福島縣では死者が七名、家屋の浸水三千二百一戸、田畑の流失百二十六町歩、田畑の冠水が三千八百四十五町歩、道路の決壊が二十六、橋梁の流失が三十二、堤

防の決壊が九十二の被害が発生しております。その詳細は目下急いで調査を進めております次第でございます。尙東京、千葉、神奈川、山梨、長野、新潟、静岡、愛知、山形、北海道、その他にもかなりの被害がある模様であります。その程度は先に申し上げました六縣に比してやや輕微である模様であります。

次に以上の被害に對処いたしましたし、各府縣のとりました警防、救護等の對策について簡単に申し上げます。今次水害によります被害を蒙りました各縣におきましては、それ／＼被害の甚大な地区に對策本部を現場まで前進いたしまして、各縣廳幹部職員を出張いたさせますと共に、關係現地諸機關と緊密な連絡の下に、給食、避難、医療その他各種の救護措置に當つておるのであります。又台風に伴う豪雨の襲來に備えて、各縣では遑早警察官、警防團員等を召集し、危険地域の住民に警報又は避難命令を発し、或いは防水作業に當らせる等、万全の事前措置を講じておりましたために、堤防の決壊により濁流に吞まれた地域におきまして、被害を相當範圍に輕減することができた模様であります。尙未だに埼玉縣栗橋、幸手方面におきましては廣汎な地区に亘つて濁水に被われておりますために、逃げ遅れたる住民の一部は水中に孤立して救いを求めておりますので、埼玉縣當局にお

きましてはこれが救出にあらゆる苦心を拂いつつあります。二ヶ所の決壊部より流入する水勢に妨げられまして、救出作業は思うように十分にできかねております。併し幸いに現地進駐軍の非常な厚意によりまして、昨十七日より軍用舟艇數隻の出動による強力な援助を受けることになりましたために、救出出し作業は大なる威力を加えて來たのでございます。更に又岩手縣下一關におきましては、交通通信杜絶のために罹災者の救護及び連絡等が全く不可能に陥りまして、これが對策に窮してしたのであります。現地軍當局の大なる厚意によりまして、直ちに大型飛行機三機を出動せしめて落下傘による食糧の投下連絡等に當つておる状況でありまして、これらの措置により示されましては進駐軍當局の厚意は誠に感謝に堪えない次第であります。又埼玉縣東部を栗橋、熊谷方面より南下しつゝありますところの濁流は、最悪の場合には東京都の足立、葛飾、江戸川の各区にも及ぶ虞れがありますので、警視廳におきましては、これに對しすでに万全の對策を講じておるのであります。尙中央においては、被害府縣の救援につきましては視察連絡員等を各地に派遣いたしまして被害の実相を把握するに努め、強力な救援に全力を挙げておる次第であります。決壊いたしました堤防その他公共土木施設の復旧につきましても、極力迅速にこれを行う所存であります。又中央には水害對策本部を今日の閣議で決定いたしました。關係各省相互に緊密なる連絡を取つて万遺憾なきを期しておる次第であります。

最近山林の過伐に加ふるに、戰時中における河川工事の縮小、繰延又は維持補修の不十分なるため、河川は極めて危殆に瀕しております。現に今回決壊いたしましたところの栗橋約四キロの上流の箇所は、この大利根の改修といふことにつきましては、内務省は御承知の通り殆んど三十年に亘つて心血を注いでこれを努力いたしました。計画水位：初期からありますする限りの記録を取りまして統計を取つた水位、これを計画水位と名づけまして、計画水位の高さの堤防を築いて來たのであります。今回決壊いたしましたところの所まで遡りまして戦争となりまして、遺憾ながらそこで繰延べられて打ち切らざるを得なかつた状態になつております。今回決壊いたしましたのはその辺から決壊いたしましたのであります。こゝより極めて危殆に瀕しておりますことを承知いたしておりますので、先ず河川の維持管理をできるだけ十分にいたしますために、本年度は前以て河川の災害防除施設補助費を、前年は一千万円でありましたのを五千万円に増額いたしました。河川改修費も追加予算等にできるだけ増額に努めて参つたのであります。尙又府縣に對し

ましては、河川愛護觀念の徹底及び水防活動について遺憾なきを期するよう、機会がありますることに指示督促をいたして参つて來たのであります。尙只今の水災の應急對策としてどういふことをいたしたかというところ、取敢えず應急の策といたしましては、決壊箇所が水位が低下いたしますまで手が着けられせん。約四百メートル乃至四百四十メートルという決壊箇所の切斷の幅員でありますから、もうすこし水位が低下いたしませんと手が着けられせん。この水位低下を待ちまして一刻も早く決壊の切り崩れを止めた箇所を締切りますことを急がねばならんと思つております。これが刻下の對策でありまして、各方面に手配いたしまして、これに要する資材の蒐集に努めております。利根川の決壊箇所を締切りましたしましては、すでに空俵、土俵二萬俵、丸太杭二千本の手当を各その所に置いてあります。これに對する緊急処置といたしまして、公共事業費より取り敢えず一億圓を支出いたしまして、人夫五百人、一週間の予定を以てこの切り崩れ箇所を締切りたいという考えであります。水位が低下いたしますれば、多分その作業も完了することと信じます。以上簡単にござい

ますが、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松平恒雄君) 一松厚生大臣。
○國務大臣(一松定吉君) 只今内務大

臣より御報告のありました点は省略いたしまして、厚生省として直接関係あります事務について報告させて頂きます。

先ず水害対策の本部を本日の閣議において決定いたしました。これを閣東北水害緊急救助対策委員会と名づけました。その対策委員会は内閣官房長官を委員長とし、厚生次官を副委員長といたしまして、関係各官廳の次官及び関係局長などを委員として、委員会に幹事を置き、関係各官廳の担当官をしてこれに充て、厚生省の社会局長を幹事長とするという機構でございます。そういたしました、これらの委員会は当分の間頻りにこれを開催いたしまして、政府部内の施策の総合調整を行い、必要の事項は閣議にかけて即時これを決定するという方針でございます。委員会は官制によらずして、行政運営の一時組織といたしまして、緊急救助以外の災害復旧等に関する一般対策は、更に別途委員会を併えましてこれを取扱うこととし、今回の委員会は臨時緊急の措置であるということに御了承を賜わりたいでございます。次には水害救助の取扱方針でございますが、今次の水害に當りまして緊急措置として、目下閣会に提出中の災害救助法案と同様の取扱をするということが適当であると考へますので、適當なる措置によりまして、これらの方法によりたいと考へております。罹災救助に要

しまする経費、食糧、衣料、医薬、小屋掛等罹災救助に要しますところの経費に對しましては、國庫補助につきましても、同じく災害救助法案の補助率と同様の取扱をいたしたいと考へております。次に緊急救助対策、先ず水害府縣知事に対する指示でございますが、現地における緊急救助対策は、知事において適切な措置を迅速に講ずるよう指示いたしまして、そうして各知事は只今内務大臣の御報告にありまして、全力をいたしておるのでございます。情報蒐集及び連絡に關しましては、厚生省において直ちに、質問は勿論夜間も必要の人員を徹直せしめまして、内務省その他関係各省と情報の蒐集連絡に當らせま。GHQとも絶えず緊密なる連絡をとるべく措置いたして、統制それらの行動を開始いたして、調査班を編成いたしまして、昨十七日埼玉縣には物資課長外二名、群馬、茨城、栃木にはそれぞれ二名づつの関係官を派遣いたしまして、それらの緊急対策を講じつあります。救護物資調達に關しましては、食糧、衣料、厨房用品、その他救援物資中、縣自体で調達可能なものは縣自体においてこれを調達し、不可能な分につきましては、現地調査及び知事の要請によりまして、交通運輸機關の回復次第に即時それらの品物を発送できまするよ

うに、商工省、農林省に對してそれぞれお願いをいたしまして、各省共至急これを実施することにしたしておられるようでございます。又現地軍政部の要求によりまして、GHQの指示もありますし、十七日以下述ぶような数量の衣料、石鹸等を直ちに現地に送付するよう商工省に交渉いたしまして、その了解を得て実施いたしてあります。男子のズボンが二千疋、男子の上衣が一千疋、男子のシャツが二千疋、女子の被服が一万三千六百疋、兒童の被服が二万七千疋、石鹸が一万三千六百個、栃木縣以外の罹災縣に對しまして、本日各省に折衝中でございます。埼玉縣の舟艇運送でございますが、厚生大臣から運輸大臣に對しまして埼玉縣向けの舟艇運送方を依頼いたしまして、運輸大臣は直ちに昨夜その手続に従事いたしました、それ、それらの行動が開始せられております。一方神奈川縣より取敢えずモーター・ボートを、只今内務大臣の御報告にありまして、只今に、相當なものを埼玉縣に輸送いたしまして、すでに現地に到着して活動中と承わつております。尚GHQに對しまして、飛行機による食糧その他救援物資の投下、上陸用舟艇等の送付方を懇請いたしました、これ亦内務大臣の御報告の通りに、関係方面におきましては非常なる熱意を以ちましてこれを快諾せられ、でき得る限りの協力を惜まないという旨の回答を得

まして、それ、急速に適當な措置を講じつあることは、誠に感謝に堪えないところであります。ララ物資の救援品を送送することに取決まして、明十九日これが委員会を開催いたしました、最大可能のララ物資、食糧及び衣料、これらのものを現地に送付するよう手配中でございます。明日の委員会という、いかにも手緩いようでございますが、このララ物資の放出に關しましては委員会の議を経なければならぬことになつておりますから、急速にそれらの手続をとることとしたのでござい。防疫対策といたしまして、浸水家屋消毒のためにクレゾール石鹼液十五トンを送りました。井戸消毒粉一ヶ所二百グラム、總量四十トンを送いたしたのであります。消化器傳染病、バラチフス、チフス対策のため、すでにワクチンを配給済みでございます。又未だ注射を受けていない者に對します注射液を必要量現地に送付いたしました。ゾルファアアゾール錠百万錠、一人四十錠、二万五千人分を現地に送付いたしました。應急医療対策といたしまして、関東地区の國立病院が十三ヶ所、療養所が十ヶ所、合計二十三ヶ所のこれらの医員を總動員いたしまして一班の医者が二名、看護婦五名、事務員一名、これらを以て一班を組織いたしました、必要な資材、自

動車を準備し、隨時出勤態勢を整へたのでございます。医師會に對しましても至急に救援対策を講ずるよう指示いたしました。日本赤十字社におきましては、本社において救護班を編成すると共に、東京、神奈川、千葉各府縣市部に救護班を編成して、直ちに発動するよう指示をいたしました。衛生資材、前に申上げました外、衛生資材は以下申述ぶ通りでございます。クレゾール石鹼液が十五トン、二十万戸を目標として百万人分、晒粉が四十トン、DDTが八百トン、脱脂綿が百グラム包三千個、五十グラム包一万個、嚢帯、ガーゼ、その他必要に應じて出せるように、只今手配中でございます。GHQとの連絡は絶えず緊密にやつております。GHQにおきましては、非常な関心を拂つて、でき得る限りこの救援をしてくれるということに快諾せられておまして、直ちに昨日以來から大活動を開始せられております。GHQの公衆衛生福祉部におきましては、各縣一班ずつ三班を編成して埼玉、群馬、栃木、茨城各縣にメーデー・レオルダン、ミスター・ネフ、ミスター・マーカーソン、その他社会局庶務課警備課等も同行いたしまして、本日未明現地に派出せられたのであります。

日本赤十字社、同胞援護會等民間團體の活動について御報告申し上げますが、政府の活動に對應いたしまして、

○議長(松平恒雄君) 平野農林大臣。
○國務大臣(平野力三君) 今回の関東
の大水害に關しまして、専らこの食糧
問題に及ぼします影響について、所
管事項について御報告をいたしたいと
思います。

官報号外
昭和二十二年九月十九日

参議院會議録第三十二号 関東地方水害状況に関する國務大臣の報告

以上の状況でありますが、尙ここに御報告申上げたいと思ふことです。は、かような状況ではあります。が現在、在京浜地区に配給をいたしますところの食糧については、現在営團が持つておりますところの手持が八日分あります。尙政府が持つておりますところの手持が三万石、約三日分あります。こ

今回この水害によりまして、関東一円において受けましたところの作物の被害及び耕地の流失等に関しまして、今朝まで到着いたしました数字をそのまま御報告申し上げます。御参考に供したいと思ひます。この数字は農林省から直ぐ水害と共に派遣をいたしました調査班が今朝未明に歸りまして、これを取纏

埼玉縣において浸水いたしましたる田畑合せての面積は四万七千二百町歩といふことになっております。栃木縣におきましては四万一千三百町歩、千葉縣におきましては二千町歩、群馬縣におきましては三万二千町歩、神奈川縣におきましては四千七百五十町歩、茨城縣は調査員がまだ帰還いたしませんので、数字がないのはお許しを願いたいと思ひます。

次に重大なる耕地の流失及び埋没、つまり耕地が使えなくなりましたところの面積は、埼玉縣におきまして一萬

次に申上げたいのは、農作物、殊に米と甘藷の被害の見込數であります。埼玉縣におきます所の米の被害は五十四万六千石、かような數字が出ております。栃木縣におきまして四十万石、千葉縣におきまして一万五千石、群馬縣におきまして二十六万三千石、神奈川縣におきましては千百二十石、甘藷につきまして埼玉

事會議において、現在政府は日本全國の總生産量というものを、米について六千百十六万石、農家の判当といつたしまして三千百十六万石というものを割当てまして知事會議に臨む準備をいたしておるのであります。このことについて、この被害によつて知事會議を延期すべしという意見もありましたが、現下の食糧問題の重大性に鑑みまして、單に關東の被害のみによつて全國の知事會議を延期すべき理由はないと考えまして、明日は既定通り実行をいたすのであります。従いまして國より

り政府が持つておられるところの総生産量の六千六百六十六万石、及び三千百十六万石の供出割当等については、多少の変更をせざるを得ないことは止むを得ないと考えますが、これらの具体的数字に關しましては、よく所管の縣知事と相談をいたしまして善処をいたしたいと思ひます。併し大局から申上げまして、この関東及び東北等の被害によつて相当作物に被害のあつたことは御承知の通りであります。併し日本全國を巡視いたして見ますと、被害のない土地におきましては、相當の豊作でありますので、私は今回の水害は誠に遺憾でありますけれども、これによつて日本全國の食糧問題に對して極めて重大なる影響を及ぼさないように、地方の縣知事諸君と相談いたしまして、現下の食糧問題の打開につきまして善処いたしたい、かように考えておる次第であります。一言所管事項につきまして御報告申し上げます。

○議長(松平恒雄君) 議員派遣の件につきお諮りいたします。関東地方の水害について、その被害状況を調査するため埼玉、栃木、茨城、群馬の各縣に明十九日から三日間の日程を以て議員二十名を派遣することとし、その派遣議員の指名は議長に一任されたいと存じます。御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認め

めまします。尚治安及び地方制度委員長及び司法委員長よりそれ／＼今次の静岡刑務所における脱獄事件の真相を実地調査するため静岡縣に濱田寅藏君、岡本愛祐君、齋武雄君、鬼丸義齋君及び岡部常君を來る九月二十一日から二十四日まで四日間の日程を以て派遣したいとの要求がございました。これら六名の議員を派遣することに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつて議員派遣の件は決定いたしました。これにて本日の議事日程は終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十四分散会

九月十五日議長において、議席を左の通り変更した。
一四一 若木 勝藏君
一四八 吉川末次郎君
出席者は左の通り。
議長 松平 恒雄君
副議長 松本治一郎君
議員
中西 功君 板野 勝次君
中野 重治君 細川 嘉六君
廣瀬與兵衛君 阿竹齊次郎君
藤田 芳雄君 兼岩 傳一君
栗山 良夫君 佐々木良作君

西園寺公一君	岩間 正男君	赤松 常子君	丹羽 五郎君	中山 壽彦君	黒田 英雄君
星野 芳樹君	玉置吉之丞君	河崎 ナツ君	金子吉太郎君	寺屋 耀君	草葉 隆圓君
山下 義信君	宿谷 榮一君	藤井 新一君	佐伯卯四郎君	石坂 豊一君	柴田 政次君
岡本 愛祐君	島村 軍次君	大山 安君	堀内 到君	大野木秀次郎君	小林 英三君
安部 定君	高田 寛君	山内 卓郎君	井上なつみ君	松野 喜内君	黒川 武雄君
島津 忠彦君	小野 哲君	石川 準吉君	原 虎一君	松嶋 喜作君	徳川 頼貞君
小川 久義君	鈴木 直人君	羽生 三七君	岩本 月洲君	大隈 憲二君	深水 六郎君
山崎 恒君	楠見 義男君	岡元 義人君	河野 正夫君	平岡 市三君	小野 光洋君
帆足 計君	藤井 丙午君	新谷寅三郎君	島 清君	園 伊能君	中川 幸平君
西郷吉之助君	加賀 操君	吉川末次郎君	結城 安次君	重宗 雄三君	西山 龜七君
市來 乙彦君	伊達源一郎君	松井 道夫君	渡邊 甚吉君	木曾三四郎君	大隈 信幸君
來馬 琢道君	松村眞一郎君	伊藤 修君	田中 信義君	橋本萬右衛門君	小串 清一君
姫井 伊介君	伊藤 保平君	植竹 春彦君	油井賢太郎君	水久保甚作君	平沼綱太郎君
小宮山常吉君	飯田精太郎君	岡田喜久治君	石川 一衛君	國務大臣	
小杉 イミ君	川上 嘉市君	小畑 哲夫君	平野善治郎君	内務大臣 木村小左衛門君	
藤野 繁雄君	米倉 龍也君	小林 勝馬君	田方 進君	厚生大臣 一松 定吉君	
赤木 正雄君	尾崎 行雄君	紅露 みつ君	深川タメエ君	農林大臣 平野 力三君	
柏木 庫治君	岡部 常君	木内キヨウ君	高良 とみ君	労働大臣 米窪 満亮君	
岩男 仁藏君	穂積眞六郎君	龍之園喜一郎君	藤森 眞治君	政府委員	
奥 むめお君	早川 慎一君	星 一君	水橋 藤作君	司法次官 佐藤 藤佐君	
三島 通陽君	北條 秀一君	三木 治朗君	浅井 一郎君	文部事務官 日高第四郎君	
宮城タメヨ君	河井 彌八君	伊東 隆治君	村尾 重雄君	校教育局長	
下條 康慶君	東浦 庄治君	鈴木 清一君	齋 武雄君	農林事務官 (開拓局長) 伊藤 佐君	
佐佐 弘雄君	駒井 藤平君	岩木 哲夫君	佐々木鹿藏君		
鈴木 憲一君	木下 辰雄君	鬼丸 義齋君	稻垣平太郎君		
高橋龍太郎君	佐藤 尚武君	森下 政一君	小泉 秀吉君		
山本 勇造君	田中耕太郎君	堀本 重藏君	中井 光次君		
村上 義一君	中村 正雄君	木内 四郎君	櫻内 辰郎君		
カニエ邦彦君	大野 幸一君	北村 一男君	西川 昌夫君		
内村 清次君	中平常太郎君	淺岡 信夫君	木下 盛雄君		
木村晴八郎君	清水 武夫君	堀 末治君	荒井 八郎君		
山田 節男君	堀 眞琴君	西川甚五郎君	鈴木 安孝君		
松下松治郎君	平野 成子君	大屋 晋三君	山田 佐一君		

定價 一部 一四四十錢

所行發
東京都新宿区市ヶ谷六村町
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇〇
印刷局
課